

群馬県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則 新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|---|-------------|
| <p><u>(条例第三条第一号、第二号及び第五号の規則で定める区域)</u> <u>第八条の二 条例第三条第一号、第二号及び第五号の規則で定める区域は、都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五十八号）第二十九条の九各号に掲げる区域とする。</u></p> <p><u>2 前項の都市計画法施行令第二十九条の九各号に掲げる区域のうち、同条第六号の洪水又は雨水出水（以下「洪水等」という。）が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域は、浸水想定区域図（水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第三条第一項又は第六条第一項の規定により国土交通大臣、知事又は市町村長が作成した図面をいう。）において、想定最大規模降雨（水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項に規定する想定最大規模降雨をいう。）により浸水した場合に想定される水深が三メートル以上とされている土地の区域とする。ただし、次のいずれかに該当する土地の区域であって、社会経済活動の継続が困難になる等の地域の実情に照らしてやむを得ないものとして知事が指定したものを除くものとする。</u></p> <p><u>一 洪水等の発生時における避難場所（水防法第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画において定められた同項第二号の避難場所をいう。）への確実な避難が可能である土地の区域</u></p> <p><u>二 洪水等の発生時における安全性が前号の土地の区域と同等以上に確保されると認められる土地の区域</u></p> <p><u>3 前項ただし書の規定による指定は、当該指定に係る土地の区域が所在する市町村の長からの要望を考慮して行うのものとする。</u></p> <p><u>4 知事は、第二項ただし書の規定による指定をしたときは、その旨を公示するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和四年四月一日から施行する。</u></p> | <p>(新規)</p> |